	1/2																				2/3						1/2							
び賃借料並び <u>に備品購入費</u>	保育土養成施	設に対する就	職促進支援事	業を実施する	ために必要な	報酬、給料、職	員手当等、賃	金、共済費、旅	費、需用費(消	耗品費、燃料	費、会議費、印	刷製本費、光	熱水費及び修	繕料)、役務費	(通信運搬	費、広告料、手	数料)、委託	料、使用料及	び賃借料並び	に備品購入費	保育土宿舎借	り上げ事業を	実施するため	に必要な役務	費、委託料、使	用料、賃借料	保育人材等就	職支援事業を	実施するため	に必要な報	酬、給料、職員	手当等、賃金、	報償費、共済	費、旅費、需用
	指定保育士養成施設における保育所等への	就職内定の割合が、前年の当該施設の就職	割合と比較し、2%増加するごとに <u>260,000</u>																		1人当たり月額 82,000円						1 市町村当たり 10,944,000円	※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1	号「子ども・子育て支援法に基づく協議	会に参加する自治体への支援策につい	て」に基づいて事業を実施する場合、下	記の額を加算	1 自治体当たり 4,000,000 円	
	保育土養成	施設に対す	る就職促進	支援事業																	保育土宿舎	借り上げ支	援事業				保育人材等	就職支援事	業					
	1/2																				2/3						1/2							
		設に対する就	職促進支援事	業を実施する	ために必要な	報酬、給料、職	員手当等、賃	金、共済費、旅	費、需用費(消	耗品費、燃料	費、会議費、印	刷製本費、光	熱水費及び修	繕料)、役務費	(通信運搬	費、広告料、手	数料)、委託	料、使用料及	び賃借料並び	に備品購入費		り上げ事業を	実施するため	に必要な役務	費、委託料、使	用料、賃借料	/	職·交流支援	事業を実施す	るために必要	な報酬、給料、	職員手当等、	賃金、報償費、	共済費、旅費、
	育士養成施 1/	就職内定の割合が、前年の当該施設の就職 設に対する就	割合と比較し、2%増加するごとに <u>264,000</u> 職促進支援事	業を実施する	ために必要な	報酬、給料、職	員手当等、賃	金、共済費、旅	費、需用費(消	耗品費、燃料	費、会議費、印	刷製本費、光	熱水費及び修	締料)、役務費	(通信運搬	費、広告料、手	数料)、委託	料、使用料及	び賃借料並び	に備品購入費	育土宿舎借 2/	り上げ事業を	実施するため	に必要な役務	費、委託料、使	用料、賃借料	育人材等就 1/	1 市町村当たり 11,667,000円 職・交流支援	※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 事業を実施す	1号「子ども・子育て支援法に基づ るために必要	く協議会に参加する自治体への支援な報酬、給料、	策について」に基づいて事業を実施の職員手当等、	する場合、下記の額を加算賃金、報償費、	1 自治体当たり 4,000,000 円 共済費、旅費、
	保育士養成施 1/			**	ために必要な	報酬、給料、職	員手当等、賃	金、共済費、旅	費、需用費(消	耗品費、燃料	費、会議費、印	別製本費、光	熱水費及び修	籍科)、役務費	(通信運搬	費、広告料、手	数料)、委託	料、使用料及	び賃借料並び	に備品購入費	別紙のとおり 保育土宿舎借	借り上げ支	接事業	に必要な役務	費、委託料、使	用料、賃借料	保育人材等就 1/	11,667,000 円 職	<u>₩</u>			搬	黄	

	2. 保育士等のキャリアアップ構築のため	需用費 (消耗	3/4				費 (消耗品費、	
	の人材交流等支援事業	品費、燃料費、					燃料費、会議	
	(1) 保育土の実地派遣及び人材交流等	会議費、印刷					費、印刷製本	
	①代替保育士等雇上費	製本費、光熱					費、光熱水費	
	1人1日当たり 7,000円	水費及び修繕					及び修繕料)、	
	②調整費 1人当たり 4,000円	料)、役務費					役務費 (通信	
	2. 指定保育土養成施設の学生の保育実習	(通信運搬					運搬費、広告	
	受け入れ	費、広告料、手					料、手数料)、	
	①実習受入費 1人当たり 10,000円	数料)、委託					委託料、使用	
	②調整費 1人当たり 4,000円	料、使用料及					料及び賃借料	
	3. 保育所等における業務集約化推進事業	び賃借料並び	1/2				並びに備品購	
	厚生労働大臣が別に定める額	に備品購入費					入費	
保育体制強	強 1. 保育支援者の配置	保育体制強化	30 (7)	保育体制強	趙 │ 1か所当たり月額	額 100,000円	保育体制強化	30 (7)
化事業	1か所当たり月額 100,000円	事業を実施す	の①の場合	化事業			事業を実施す	の①の場合
	2. 園外活動の見守り等	るために必要	1/2				るために必要	1/2
	①保育支援者が「園外活動時の見守り	な報酬、給料、	30 (7)				な報酬、給料、	30 (7)
	等」にも取り組む場合、1に下記の	職員手当等、	の②の場合				職員手当等、	の②の場合
	額を加算	賃金、報償費、	2/3				賃金、報償費、	2/3
	1か所当たり月額 50,000円	旅費、共済費、					旅費、共済費、	
	②キッズ・ガードに謝金を支払う場合	役務費、委託					役務費、委託	
	又は園外活動時の見守り等を委託す	料、使用料及					料、使用料及	
	る場合	び賃借料					び賃借料	
	1か所当たり月額 50,000円							
	※①、②は1か所につき一方のみ							
保育補助者	者 1. <u>利用</u> 定員が 121 人未満の施設の場合	保育補助者雇	30 (8)	保育補助者	H	定員が 121 人未満の施設の場合	保育補助者雇	30 (8)
雇上強化事	事	上強化事業を	の②の場合	雇上強化事		1 か所当たり年額 2,258,000円	り 上強化事業を	の②の場合
**	2. <u>利用</u> 定員が 121 人以上の施設の場合	実施するため	3/4	**	2. 定員が121	定員が 121 人以上の施設の場合	実施するため	3/4
	1 か所当たり年額 4,528,000円	に必要な報	30 (8)		1 1/2	1 か所当たり年額 4,516,000円	9 に必要な報	30 (8)
		酬、給料、職員	の③の場合				酬、給料、職員	の③の場合
		手当等、賃金、	2/9				手当等、賃金、	2/9
		共済費、需用					共済費、需用	
		費、役務費、委					費、役務費、委	
		託料、使用料					託料、使用料	
		及び賃借料					及び賃借料	
若手保育士	士 1. 若手保育士への巡回支援	若手保育士や	1/2	若手保育士	<u> </u>	若手保育士への巡回支援	若手保育士や	1/2
や保育事業	業 1 自治体当たり 4,064,000 円	保育事業者等		や保育事業		1 自治体当たり 4,064,000 円	9 保育事業者等	

	2 2	(新規)
化推進事業を 実施するため に必要な報 酬、給料、職員 事当等、信金、 井済費、旅費、 無用費(消耗 品費、会議費 及び印刷製本 費)、役務費 及び手数料)、 委託料、使用 料及び賃借料 並びに備品購	離在保海 を集職文権 を大人 を大人 を を を を を を を を を を を を を	(新規)
	100, 000 円	
	1 施設 当たり	(新規)
無 事業 業 大 大 株 は は は に は に に に に に に に に に に に に に	推 由	(新規)
	1 / 2	10/10
	群 辞 母 報 報 母 母 報 報 母 を と 大 を 妻 女 を を を を を を を を を を を を を を を を を	保育士修学資
		/10を乗じて得た額
	100, 000 田	
	1 施設当たり	以下に掲げる額に9
	掛 田 世	保育士修学

金貸付等事業 (注2)	を実施するた	めに必要な貸	付金、報酬、給	料、職員手当	等、賃金、共済	費、旅費、需用	費(消耗品費、	燃料費、会議	費、印刷製本	費、光熱水費	及び修繕料)、	役務費(通信	運搬費、広告	料、手数料)、	委託料、使用	料及び賃借料	並びに備品購	入費															
1 保育土修学資金貸付	(1) 基本額	1 人当たり月額 50,000 円以内		· 入学準備金(貸付初回時)	1 人当たり 200,000 円以内	· 就職準備金 (卒業時)	1 人当たり 200,000 円以内	貸付申請時に生活保護受給世帯の者	であって、養成施設に入学し、在学士	る者	1月当たり貸付申請時における貸	付対象者の居住地の生活扶助基準の	居宅 (第1類) に掲げる額のうち貸	付対象者の年齢に対応する年齢区分	の額に相当する額以内	2 保育補助者雇上費貸付	1 か所当たり年額 2,953,000 円以内		1 か所当たり年額 2,215,000 円以内	3 未就学児をもつ保育士に対する保育料	の一部貸付	保育士が要した保育料の 1/2	ただし、上限 月額 27,000 円		(加算分) 1人当たり 200,000 円以内	5 未就学児を持つ保育士の子どもの預か	り支援事業利用料金の一部貸付	・未就学児を持つ保育士の子どもの預か	り支援に関する事業を利用するために要	した経費の1/2	※ ただし、年額123,000 円以内	6 事務費	・1 事業当たり 4,275,000 円以内
資金貸付等	事業																																

	<u>を行う場合</u> <u>1事業当たり 5,775,000円以内</u>							
保育所等改	(1) 賃貸物件による保育所 <mark>等</mark> 改修費等	保育所等改修	賃貸物件によ	保育所等改		(1) 賃貸物件による保育所改修費等	保育所等改修	賃貸物件によ
修費等支援	①平成28年4月7日雇児発0407第2号	費等支援事業	る保育所等政	修費等支援		①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号	費等支援事業	る保育所改修
事業	「「待機児童解消に向けて緊急的に対応	を実施するた	修費等、小規	華		「待機児童解消に向けて緊急的に対応	を実施するた	費等、小規模
	する施策について」の対応方針につい	めに必要な工	模保育改修費		× 4	する施策について」の対応方針につい	めに必要な工	保育改修費
	て」に基づいて実施される事業として行	事請負費、原	等、認可化移		7	て」に基づいて実施される事業として行	事請負費、原	等、認可化移
	う場合	材料費、需用	行改修費等、		が、	う場合	材料費、需用	行改修費等、
	本園の場合	費(燃料費、印	幼稚園におけ		本圏	本園の場合	費(燃料費、印	幼稚園におけ
	(ア) 新設又は定員拡大の場合	刷製本費、光	る長時間預か			1 施設当たり 32,000,000 円	刷製本費、光	る長時間預か
	利用(増加)定員19名以下	熱水費及び修	り保育改修費				熱水費及び修	り保育改修費
	1 施設当たり 20,000,000 円	繕料)、役務費	等の場合				繕料)、役務費	等の場合
	利用(增加)定員 20 名以上 59 名以下	(通信運搬	2/3				(通信運搬	2/3
	1 施設当たり 32,000,000 円	費、手数料)、					費、手数料)、	(世)
	利用(増加)定員 60 名以上	委託料、使用	6/8				委託料、使用	6/8
	1 施設当たり 60,000,000 円	料及び賃借料	<u> </u>				料及び賃借料	<u>ر</u>
	(イ) 老朽化対応の場合	(敷金を除	家庭的保育政				(敷金を除	家庭的保育政
	1 施設当たり 32,000,000 円	く。)、備品購	修費等の場合				く。)、備品購	修費等の場合
	分園の場合	入費、負担金、	1/2		分園	分園の場合	入費、負担金、	1/2
	(ア) 新設又は定員拡大の場合	補助及び交付	(注重)			1 施設当たり 21,000,000 円	補助及び交付	(洪)
	利用(増加)定員19名以下	御	2/3				剱	2/3
	1 施設当たり 14,000,000円		<u></u> `` ノ					<u> </u>
	利用(増加)定員20名以上							
	1 施設当たり 21,000,000 円							
	1 施設当たり 21,000,000 円							
	②平成31年3月29日子保発0329第1号				②平)	②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号		
	「子ども・子育て支援法に基づく協議会					「子ども・子育て支援法に基づく協議会		
	に参加する自治体への支援策について」				์ มี	に参加する自治体への支援策について」		
	に基づいて実施される事業として行う場				7,	に基づいて実施される事業として行う場		
	⟨ □				⊲ □			
	本園の場合				本園	本園の場合		
	(ア) 新設又は定員拡大の場合					1 施設当たり 35,000,000 円		
	利用(增加)定員 19 名以下							
	1 施設当たり 23,000,000 円							
	利用(増加)定員20名以上59名以下							

分園の場合 1 施設当たり 24,000,000 円	③上記①、②以外の場合本園の場合1 施設当たり 27,000,000 円	分園の場合 1 施設当たり 16,000,000 円	 (2) 小規模保育改修費等 ①平成 28 年4月7日雇児発 0407 第2号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対 応する施策について」の対応方針につ いて」に基づいて実施される事業とし て行う場合
1 施設当たり 35,000,000 円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 63,000,000 円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 17,000,000 円 利用 (増加) 定員 20 名以上	(3)上記①、②以外の場合本園の場合本園の場合 本園の場合 (ア)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 利用(増加)定員20名以上59名以下	1 施設当たり 27,000,000円 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり 55,000,000円 (イ) 老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,000,000円 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり 9,000,000円 利用 (増加) 定員 20 名以上 2 1 施設当たり 16,000,000円 (イ) 老朽化対応の場合	(2) 小規模保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1	②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1	
号「子どれ・子育て支援法に基づく協	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の<th></th>	
議会に参加する自治体への支援策につ	議会に参加する自治体への支援策につ	
いて」に基づいて実施される事業とし	いて」に基づいて実施される事業とし	
て行う場合	て行う場合	
1 事業所当たり 35,000,000 円	1事業所当たり 35,000,000円	
③上記①、②以外の場合	③上記①、②以外の場合	
1 事業所当たり 22,000,000 円	1 事業所当たり 22,000,000 円	
(3) 認可化移行改修費等	(3)認可化移行改修費等	
①平成31年3月29日子保発0329第1	①平成31年3月29日子保発0329第1	
号「子ども・子育て支援法に基づく協	号「子ども・子育て支援法に基づく協	
議会に参加する自治体への支援策につ	議会に参加する自治体への支援策につ	
いて」に基づいて実施される事業とし	いて」に基づいて実施される事業とし	
て行う場合	て行う場合 (行う場合)	
1 施設当たり 35,000,000 円	1 施設当たり 35,000,000 円	
※賃借料のみの場合	※賃借料のみの場合	
1 施設当たり 10,000,000 円	1 施設当たり 10,000,000 円	
②上記以外の場合	②上記以外の場合	
1 施設当たり 32,000,000 円	1 施設当たり 32,000,000 円	
※賃借料のみの場合	※賃借料のみの場合	
1 施設当たり 10,000,000 円	1 施設当たり 10,000,000 円	
(4)家庭的保育改修費等	(4) 家庭的保育改修費等	
①平成28年4月7日雇児発0407第2号	①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号	
「「待機児童解消に向けて緊急的に対	[
応する施策について」の対応方針につ	応する を は に の は に の は に の は に の に の は に の は に の は に の は に の は の は の は の に の は の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	
いて」に基づいて実施される事業とし	いて」に基づいて実施される事業とし	
て行う場合	て行う場合 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
保育所で行う場合	保育所で行う場合	
1か所当たり 32,000,000 円	1 か所当たり 32,000,000 円	
保育所以外で行う場合	保育所以外で行う場合	
1 か所当たり 2,400,000 円	1 か所当たり 2,400,000 円	
②平成31年3月29日子保発0329第1	②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1	
号「子ども・子育て支援法に基づく協	号 「子ども・子育て支援法に基づく協	
議会に参加する自治体への支援策につ	議会に参加する自治体への支援策につ	

いて」に基づいて実施される事業とし
可外保育施 2
設改修費等支
援事業を実施
するために必
要な工事請負
原材料費、
用費(燃料
費、印刷製本

	2/3	10/10	2 /1
	保育所設置促 進事業に必要 な賃借料(敷 金を除く。)	都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料を存在するために必要な賃借料	<u>認可化移行移</u> <u>整費等支援事業</u> 業を実施する ために必要な 工事請負費、 需用費(燃料 費、印刷製本 費、光熱水費 及び修繕料)、 役務費(通信
	1 か所当たり 21, 200, 000 円	(1) 平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり年額 12,000,000 円 1 施設当たり年額 22,000,000 円 1 施設当たり年額 22,000,000 円	1. 移転費 1施設当たり 1,200,000 円 2. 仮設設置費 1施設当たり 3,800,000 円
	保育所設置促進事業	都市部にお ける保育所 等への賃借 料支援事業	認可化移行 移転費等支援事業 援事業
	(削除)	$\frac{(1)}{10/10}$	1/2
豊、光熱水貴 及び修繕料)、 役務費(通信 運搬費、手数 料)、委託料、 使用料及び賃 借料(敷金を 除く。)、備品 購入費 購入費	(削除)	都市部における保育所等への賃借料等文 の賃借料等支援を実施するために必要な賃借料 で2000事業については敷をを除く。)	認可化移行の ための助言指 導・移転費等 支援事業を実 施するために 必要な工事譜 負費、需用費 (燃料費、印 副製本費、光 熱水費及び修
1 施設当たり 3,800,000 円	(削除)	(1) <u>都市部における保育所等への賃借料支援事業</u> ① 平成31年3月29日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育で支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1 施設当たり年額 12,000,000 円② 上記①以外の場合 1 施設当たり年額 22,000,000 円(2) 保育所設置促進事業 1 か所当たり 21,200,000 円	4. 認可化格行移転費等支援事業 (1) 移転費 1施設当たり 1,200,000 円 (2) 仮設設置費 1施設当たり 3,800,000 円
	(削除)	都市部にお ける保育所 等への賃借 料 <mark>等</mark> 支援事 業	部 <u>可化移行</u> のための助 言指導・移 転費等支援 事業
	· .		

料)、委託料、 使用料及び賃 借料、備品購 入費、負担金、 補助及び交付 金	(新規) (新規)	代替保育利用支援 保育利用支援 1/2 1人当たり 月額 21,000円 事業を実施するために必要るために必要した報酬、給料、職員手当等、職員手当等、 2,406,000円 税額手当等、 1か所当たり 年額 2,406,000円 職員手当等、 情金、珠済費、 無間費(消耗品) 高品費、会議費、 印刷製本費)、 和務費(消耗品) 和務費(消耗品) 日の制製本費)、 和務費(消耗品) 和務費(消耗品) 和務費(消耗品)
	(新規) (新規)	保育利用支 接事業 1人当な 2. 予約制導入に係る 1か所当たり
	1/2	1 / 2
(通信運搬費、手数料)、参配料、使用	· 民 之 施 必 絵 当 億 用 印 役 運 料 委 料 對 數 助	保事るな職賃報需品印念
	3. コーディネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 <u>20,000</u> 円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000 円
	民有地マッチング事業 ・ アング事業	保育利用支援 被事業

	1/2															2/3													
料、手数料)、 委託料、使用 料及び賃借 料、備品購入 費	3 歳児受入れ 等連携支援事	業を実施する	ために必要な	報酬、給料、職員主当年	魚、井浴費、報	償費、旅費、需	用費(消耗品	費、会議費、印	刷製本費)、役	務費(通信運	搬費、広告料、	手数料)、委託	料、使用料及	び賃借料、備	品購入費	医療的ケア児	保育支援モデ	ル事業を実施	するために必	要な報酬、給	料、職員手当	等、賃金、共済	費、報償費、旅	費、需用費(消	耗品費、会議	費、印刷製本	費)、役務費	(通信運搬	費)、委託料、
	 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000 円 															1. 基本分単価	(1) 看護師等を配置して医療的ケアを行	う場合	1 自治体当たり 年額 7,447,000円	(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医	療的ケアを行う場合	1自治体当たり 年額 6,898,000円	2. 加算分単価	(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算	1自治体当たり 年額 <u>2,037,000</u> 円	(2) ガイドライン策定加算	1 自治体当たり 年額 543,000円		
	3歳児受入 れ等連携支	援事業														医療的ケア	児保育支援	モデル事業											
	1/2															2/3													
料、手数料)、 委託料、使用 料及び貸借 料、備品購入 費	歳児受入れ 1/ 連携支援事	業を実施する	ために必要な	報酬、給料、職自主法等等	負 → 当 → 、	償費、旅費、需	用費(消耗品	費、会議費、印	刷製本費)、役	務費(通信運	搬費、広告料、	手数料)、委託	料、使用料及	び賃借料、備	品購入費	\	保育支援モデ	ル事業を実施	するために必	要な報酬、給	料、職員手当	等、賃金、共済	費、報償費、旅	費、需用費(消	耗品費、会議	費、印刷製本	費)、役務費	(通信運搬	費)、委託料、
料、手数料)、 委託料、使用 料及び賃借 料、備品購入 費	1	業を実施する	ために必要な	報酬、給款、職員工業等	101年,101年,101年,101年,101年,101年,101年,101年	省費、於費、 " 第	用費(消耗品	費、会議費、印	別製本費)、役	務費(通信運	搬費、広告料、	手数料)、委託	料、使用料及	び賃借料、備	品購入費	2 /	(1) 看護師等を配置して医療的ケアを行 保育支援モデ	う場合	1自治体当たり 年額 7,915,000円 するために必	(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医要な報酬、給	療的ケアを行う場合料、職員手当	1自治体当たり 年額 7,365,000円 等、賃金、共済	2. 加算分単価 費、報償費、旅	(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算 費、需用費(消	1自治体当たり 年額 2,100,000円 耗品費、会議	(2) ガイドライン策定加算	1自治体当たり 年額 550,000円 費)、役務費	(通信運搬	費)、委託料、
料、手数料)、 委託料、使用 料及び賃借 料、備品購入 費	3歳児受入れ連携支援事業 3歳児受入れ 1/ 1か所当たり 年額 4,549,000円 等連携支援事	接事業業を実施する	ために必要な 	報酬 「日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マーコル、 京 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学	(用費(消耗品	費、会議費、印	刷製本費)、役	務費(通信運	搬費、広告料、	手数料)、委託	料、使用料及	び賃借料、備	品購入費	医療的ケア児 2/	迷	7/	年額 7,915,000円 寸			年額 7,365,000 円	- 一	<u></u>	年額 2,100,000 円		年額 550,000円 費	(通信運搬	費)、委託料、

		1/2																	(新規)												
使用料及び賃 借料、備品購	入費	家庭支援推進	保育事業を実	插するために	必要な報酬、	給料、職員手	当等、共済費、	賃金、報償費、	旅費、需用費	(消耗品費、	食糧費、印刷	製本費)、役務	費(通信運搬	費、広告料)、	委託料、使用	料及び賃借	料、備品購入	黄	(新規)												
		3,839,000円																													
		1か所当たり																	(新規)												
		家庭支援推	進保育事業																(新規)												
		1/2	<u></u>		<u></u>														2/3												
使用料及び賃 借料、備品購	<u>助金</u> 金	無	₩	219	過過、	職員手	当等、共済費、	賃金、報償費、	旅費、需用費	(消耗品費、	食糧費、印刷	:費)、役務	費(通信運搬	 広告料)、 	委託料、使用	料及び賃借	、備品購入		所等にお	要支援児	扩推進	実施す	5に必要::::::::::::::::::::::::::::::::::::	聖、結本、	(134)	報償費、旅費、	對、役務	話料、使	及び賃借	備品購入	費、補助金及 び交付金
使用借料	<u>利勤、補助金</u> <u>及び交付金</u>	家庭支援护	保育事業を実	施するたる	必要な報酬、	給料、職員手	票	賃金	旅費	無)	食糧	製本	實	實	委託	料及		曹	保育	ける 見	童等対	事業を	るため	な難	領領	報償	需用量	費、多	用料	<u>*</u>	E S
(使用)	入費、権及の次人	家庭支援	保育事業を	施するたる	必要な幸	- ***	、	賃金	旅費	態)		製本	W	軟		料及		東		173	童等次	事業を	2 tx	な報		報償		費、多	—————————————————————————————————————	<u>*</u>	· · · · · · · · · · · · · ·
使用	入費、 <u>補</u> <u>及び交付</u>		保育事業を	加するため	必要な幸	給料、	、蒙黑	賃金	「茶費	態)	- 0 0 個	製本	一	一种		料及		文章	4, 567, 000 円	(† S)	童等文	事業を	<u>るため</u>	な報		報償	無用	黄、多	- Hawaii	**************************************	
使用借料	入費、雄及のでは、	1か所当たり 3,846,000円 家庭支援	保育事業を	施するため	必要な幸	6.	· 排 示	賃金	旅費	髪)	食精	製本	軟	無	<u> </u>	料及			E	() (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	童等女	事業を		<u>な報</u>		報信	<u> </u>	曹多	<u>用</u>	<u> </u>	
使用	入費、 <u>権</u> 及び交付	3,846,000 円	進保育事業 保育事業を	施するため	<u>必要</u> な		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * 	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			() () () () () () () () () () () () () (製本	#収		委託			#四	4, 567, 000 円			<u></u> <u>事業を</u>	SAR			報信	### 	曹多		***************************************	

認可外保育	1 市町村当たり年額 354,000 円	認可外保育施	3 0 (25)	認可外保育	1 市町村当たり年額 354,000 円	認可外保育施	3 Ø (25)
施設の衛		設の衛生・安	の②の場合	施設の衛		設の衛生・安	の2の場合
生・安全対		全対策事業を	1/3	生,安全対		全対策事業を	1/3
策事業		実施するため		策事業		実施するため	
		に必要な賃	3 0 (25)			に必要な賃	3 Ø (25)
		金、報償費、旅	の③の場合			金、報償費、旅	の③の場合
		費、需用費(消	1/2			費、需用費(消	1/2
		耗品費、印刷				耗品費、印刷	
		製本費)、役務				製本費)、役務	
		費(通信運搬				費 (通信運搬	
		費、手数料)、				費、手数料)、	
		委託料、使用				委託料、使用	
		料及び賃借				料及び賃借	
		料、負担金、補				料、負担金、補	
		助及び交付金				助及び交付金	
保育環境改	(1) 基本改善事業	保育環境改善	3 0 (26)	保育環境改	(1) 基本改善事業	保育環境改善	3 Ø (26)
善等事業	1事業当たり 7,200,000円	等事業を実施	⊘ ⊕⊘4	善等事業	1事業当たり 7,200,000円	00 円 等事業を実施	⊘ ⊕ ⊘ 4
(安全対策	(2) 環境改善事業	するために必	場合	(安全対策	(2) 環境改善事業	するために必	場合
事業、緊急	障害児受入促進事業、分園推進事	要な工事請負	1/3	事業、緊急	障害児受入促進事業、分園推進事	事 要な工事請負	1/3
一時預かり	業、熱中症対策事業、病児保育事業	費、原材料費、		一時預かり	業、熱中症対策事業、病児保育事業	事業 費、原材料費、	
推進事業、	(体調不良児対応型) 推進事業	需用費 (燃料	3 0 (26)	推進事業、	(体調不良児対応型) 推進事業	需用費 (燃料	3 Ø (26)
放課後児童	1事業当たり 1,029,000円	費、印刷製本	@4@D@	放課後児童	1事業当たり 1,029,000円	00円 費、印刷製本	040D0
クラブ関所		費、光熱水費	場合	クラブ閉所		費、光熱水費	場合
時間帯等に		及び修繕料)、	1/2	時間帯等に		及び修繕料)、	1/2
おける乳幼		役務費 (通信		おける乳幼		役務費(通信	
児受入れ支		運搬費、手数		児受入れ支		運搬費、手数	
接事業を除		料)、委託料、		援事業を除		料)、委託料、	
(° >		使用料及び賃		(° >		使用料及び賃	
		借料 (敷金を				借料 (敷金を	
		除く。)、備品				除く。)、備品	
		購入費、負担				購入費、負担	
		金、補助及び				金、補助及び	
		交付金				交付金	
保育環境改	(2) 環境改善事業	保育環境改善	2/3	保育環境改	(2) 環境改善事業	保育環境改善	2/3
事 等 事 業	安全対策事業	等事業を実施		新年事業 (4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	安全対策事業	等事業を実施	
(女宝刈凍	1 施設当たり 500,000 円以内	するために必		(女主刈束	1 施設当たり 500,000 円以内	1以内 するために必	

	1 / 2	2 / 3
要な機器等の 購入費、リー ス料、導入費 用	等章線境改善 等事業を実施 するために必 要な工事請負 費、原材料費、 需用費(燃料費、 費、予制製本 費、予制製本 費、光熱水費 及び修繕料)、 を発費(通信 種機費、手数 料)、委託料、 使用料及び賃 備料(機金を 解入・ のは のは のは のは のは のは のを を を を を を を を を を を を を を	保育所等の質の確保・向上のための取組 強化事業を実施するために 総表、職員手 当等、實負、 議員 書等、 議員 書 第 書 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第
	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児 童クラブ閉所時間帯等における乳幼 児受入れ支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 302,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡 回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000 円
事業)	発 韓 尊 韓 尊	保育所等の 質の確保・ 向上のため の取組強化 事業
	1 / 2	2 / 3
要な機器等の 購入費、リー ス料、導入費 用	保育環境改善 1/2 等事業を実施 するために必 要な工事請負 費、原材料費、	
要な機器等の購入費、リース料、導入費用用	育績境改善 事業を実施 るために必 、原材料費、 、原材料費、 、形類水費 、光熱水費 び修繕料)、 の物管 のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	自所等の資 作のの取組 に事業を実 するために 要な報酬、 等、資金、共 等、資金、共 等、資金、共 等、資金、共 等、資金、共 等、資金、共 等、資金、共 特、職員手 等、資金、共 、計量(消 、計量(消 、計量(消 、計量(消 、計量、一、 、 一、 、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一
事業) 要な機器等の 購入費、リース料、導入費	環境改善事業 保育環境改善 緊急一時預かり推進事業、放課後児 等事業を実施 童クラブ閉所時間帯等における乳幼 するために必 児受入れ支援事業 無用事(燃料費、 1 施設当たり 32,000,000円 費、原材料費、 費、店舗費(燃料費、 1 施設本費 及び修繕料)、 役務費(通信運搬費、手数率、 (中科)、委託科、 (使用料及び賃借料(數金を存入。 (財務)、委託科、 (申和)、委託科、 (財務)、会計本、 (使用料及び賃借料 (財務)、会計本、 (財務)、会計、 (財務)、会計、 (財務)、会計、 (日本)、 (日本) (日本)、 (日本) (日本)、 (日本) (日本)、 (日本) (日本)、 (日本) (日本)、 (日本)、 (日本)・ (日本)・ (日本)・	保育所等の資 の確保・向上 のための取組 強化事業を実 施するために 必要な報酬、 総料、職員手 浴費、謝金、抹 済費、計量(消 費、需用費(消 表品費、燃料 費、需用費(消 表品費、燃料 機、機 表品費、燃料

	10/10	
締料)、役務費 (通信運搬費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料、賃 借料、備品購	本文 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	童対策提案型 事業を実施す るために必要
	第 40,000,000 田 田 10,000 田 田 10,000 田	
	1 市町村当たり年額 1 自治体当たり年額 1 自治体当たり年額	ただし、複数の自 合
	(株) (株)	児童対策提 案型事業
	6 / 7	
締料)、役務費 (通信運搬費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料、賃 借料、備品購	(本)	童対策提案型 事業を実施す るために必要
	40,000,000 田	で一の事業を行う場
	1 市町村当たり年額 40,000,000 1 1 市町村当たり年額 10,000,000 日 1 自治体当たり年額 10,000,000 日	ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合
	番 乗 田田 乗 を と と と と と と と と と と と と と と と と と と	児童対策提 案型事業
	<u> </u>	

が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月 1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量 90人以上の (注1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数 市町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改 修については、補助率を2/3 (家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に 関しては8/9)とする。

- 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。 (1)
- て、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が 及び「3歳以上 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域におい の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。 2歳児」 見込まれている年齢区分 (「0歳児」、「1, 温 (2)

0を補助する場合に限る 等が総事業費の1

日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量90人以上の市 (注)「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村 (財政力指数が 1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1 町村に限る。)が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修 については、補助率を2/3 (家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関 しては8/9)とする。

- 保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であること。 (1)
- て、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が 及び「3歳以上 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域におい 児」の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。 2歳児」 見込まれている年齢区分 (「0歳児」、「1, (2)

新旧対照表
、て」
\vec{a}
1.
늞
国
黑
6
业
寰事業の写
寰
支援
赗
詋
排
占
加
<u>ı</u>
認可
ipià L

					NH Z	<u>_</u>
現行	雇児亲0331第30号	都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 原生労働省雇用均等 ■ 児童家庭局長 (公 印 省 略)	認可保育所等設置支援事業の実施について	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け 皿の確保等に必要な措置を総合的に講することで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを 安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施 し、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適 正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児祭0704 第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施につい て」、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設 電促進事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413 第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施につい で」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育和マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。 ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。	1 事業の種類	本通知による事業は以下の事業とする。
改正案	雇児務0331第30号 平成29年3月31日 第一次改正 子 祭 0424 第1号 平成30年4月24日 第二次改正 子 祭 0329 第18号 平成31年3月29日 第三次改正 子 祭 128 第1号 第三次改正 子 祭 128 第1号 第四次改正 子 祭 207 第 1号 第四次改正 子 经 207 第 1号 第五次改正 子 448年4月7日 第五次改正 子 448年4月44日	都道府県知事各指定都市市長 殿中 核市 市長 殿中 核 市 市 長田 は 東京 (公 即 省 略)	認可保育所等設置支援事業の実施について	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け 皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを 安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施 し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適 エかつ同省な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児発0704 第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施につい で1、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設 等25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施につい で1、平成26年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童 等25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施につい で1、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童 がチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童 がチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。 もでは、平成29年5月31日限りで廃止する。	1 事業の種類	本通知による事業は以下の事業とする。

(1)保育所等改修費等支援事業	
(<u>2</u>)都市部における保育所等への賃借料 <u>等</u> 支援事業 (<u>3</u>) <mark>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業</mark>	
(4) 民有地マッチング事業	~. ~.
	(7) 保育環境改善等事業
2 事業の実施 1の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。 (1)保育所等改修費等支援事業実施要綱(別添1)	2 事業の実施1の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。(1)保育所等改修費等支援事業実施要綱(別添1)
(2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱(別添 <u>2</u>) (<u>3</u>) <mark>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業</mark> 実施要綱(別添 <u>3</u>)	(2)保育所設置促進事業実施要綱(別添2) (3)都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱(別添3) (4)認可化移行調査・助言指導事業実施要綱(別添4)
(4) 民有地マッチング事業実施要綱(別添 <u>4)</u> (<u>5</u>) 保育環境改善等事業実施要綱(別添 <u>5</u>)	(5) 認可化移行移転复寺文振華来美施安禰(別派3) (6) 民有地マッチング事業実施要綱(別派6) (2)保育環境改善等事業実施要綱(別添2)
四添1 點	四涨 1 點
(剝膊)	別添2
	•
	7~0 點
N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱	都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱
1 事業の目的 賃貸物件において保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業 所内保育事業所(以下「保育所等」という。)の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借 料の実勢価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利 用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の 一部を改正する告示」「平成28 年内閣府告示第119 号。)第1条第51項に規定する賃借料 加算(以下「賃借料加算」という。)の収入額が乖離している地域の保育所等について、そ の乖離分を補助し、安定的な運営に資する <u>とともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の</u> 整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支 援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を促進するため、土地借料の一部を支 援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。	1 事業の目的 賃貸物件において保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業 所内保育事業所(以下「保育所等」という。)の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借 料の実勢価格と「特定教育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利 用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の 一部を改正する告示」(中成28 年内閣府告示第119 号。)第1条第51項に規定する賃借料 加算(以下「賃借料加算」という。)の収入額が乖離している地域の保育所等について、そ の乖離分を補助し、安定的な運営に資することを目的とする。
2 実施主体	2 実施主体

て」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向け ただし、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針につい 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。) 又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 て緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

市町村が認めた者とする、

事業の内容

က

らける保育所等への賃借料支援事業

- 認定こども園
- 認定こども園以外の施設
- **⊘**

(2) 保育所設置促進事業

、新たに土地を借り上げるために必 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置に当たり 忍定こども園の施設整備を行う場合に限る。 な賃借料(敷金を除き、礼金を含む。

対象事業者 4

野市部における保育所等への賃借料支援事業

以下に掲げる施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設又は事業を

- 保育所
- - 家庭的保育事業 認定こども園

 - 小規模保育事業
- ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」(平成31年3 月29日子保発0329第1号)に基づき、当該年度中に開設するものにつき1回限りで、施設 なお、以下①及び②を満たす市町村に所在する施設又は事業を行う者については、 又は事業の建物借料が賃借料加算の額の2倍を超える場合も補助対象とする。 - 事業所内保育事業
- が組織する協議会(以下、「待機児童対策協議会」という。)に参加し、かつ、子ど も・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第8条(平成30年内閣府令 ① 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第14条第4項に定める都道府県
- に関する協議事項のKP1を設定し、かつ当該KP1の達成状況について、ホームペ 第51号)に該当する市町村(以下、「特定市町村」という。)であること。当時1号で中町村が参加する待機児童対策協議会において、保育の受け皿整備の推進 「見える化」していること。

(2) 保育所設置促進事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所又は幼保連権型認定こど ,軟備を行っ娼合を除

対象事業の制限

Ŋ

て」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向け ただし、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針につい 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。) 又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 て緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

事業の内容

(1) 認定こども園

罂

認定こども園以外の施設 (2)

罂

対象事業者

以下に掲げる施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設又は事業を行う者

- 保育所
- 認定こども園
- 家庭的保育事業
- 小規模保育事業
- 事業所内保育事業

ታ

も・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」(平成31年3月29 日子保発0329第1号)に基づき、当該年度中に開設するものにつき1回限りで、施設又は事 なお、以下①及び②を満たす市町村に所在する施設又は事業を行う者については、 業の建物借料が賃借料加算の額の2倍を超える場合も補助対象とする。

- 組織する協議会(以下、「待機児童対策協議会」という。)に参加し、かつ、子ども・ ① 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第14条第4項に定める都道府県が 子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第8条(平成30年内閣府令第21 号)に該当する市町村(以下、「特定市町村」という。)であること。
- 当該特定市町村が参加する待機児童対策協議会において、保育の受け皿整備の推進に関する協議事項のKPIを設定し、かつ当該KPIの達成状況について、ホームページ で公表するなど、「見える化」していること。 (N)

対象事業の制限 Ŋ

(1) 国が別途定める国庫負担金(<u>3の(1)の事業については、</u> 子どものための教育・保育 (1) 国が別途定める国庫負担金(子どものための教育・保育給付費国庫負担金除く。)、補 給付費国庫負担金除く。)、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならな 助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。 い。	<u>、</u> 賃借料加算の対象とならない場合、本事業の対象となら (2)賃借料加算の対象とならない場合、本事業の対象となら	(3) 30 (1) ①の利用定員数は毎年4月1日時点の利用定員数を用いること。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 (4) 30 (2) の事業による賃借料の補助は、1の施設につき1回限りとする。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 (5) 30 (2) の事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を対象とする。 ただし、年度途中で開所する場合は開所する場合は関所する場合は関所する場合は関所する施設を	(2) 対象	別添 <u>4</u>	<u>5の助言指導・移転費等支援事業</u> 実施要綱	1 事業の目的 略	<u>、含む。以下同じ。)とする。</u> <u>、適当と認める者へ委託等を行うことができる。</u> <u>とする。</u> ・託等を行うことができる。	事業の内容 本事業は、認可外保育施設が保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる次の(1) 本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる次の(1) から(4)に掲げる経費について支援するものである。 (1)認可化移行可能性調査支援事業 (1) 略 (2) に掲げる経費について支援するものである。 (1) 認可化移行可能性調査支援事業 (4) 認可化移行可能性調査支援事業 (1) 略 保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成	に要する費用の一部を補助するもの。 (2)認可化移行助言指導支援事業 保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する	費用の一部を補助するもの。 (3) 指導監督基準遵守助言指導支援事業 指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な 助言 - 指導を活から専用の一部を補助するもの。	設の設備及び運営に関する基
給付費国庫負担金除く。)、補助金、交付金の し。。	(2) <u>3の(1)の事業については、</u> 賃借料加算の対象とならない場合、 た1、	(3) 3の(1) ①の利用定員数は毎年4月1日時点の利用定員 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定 (4) 3の(2) の事業による賃借料の補助は、1の施設につき (5) 3の(2) の事業については、原則、当該年度中又は翌年 対象とする。 (6) 3の(2) の事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を	6 費用 B	別添 <u>3</u>	認可化移行のための助言指導・移	1 事業の目的 略	□ 11	 3 事業の内容 本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行から(4)に掲げる経費について支援するもので(1) 略 	(2) 略	留 (8)	(4) 認可化移行移転費等支援事業 立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では児童福祉施 準(昭和23年厚生省令第63号)第32条に規定する保育所及び

	3 実施主体 実施主体は、都道府県又は市町村(特別区含む。以下同じ。)とする。 なお、都道府県又は市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。	4 実施要件 (1)認可化移行可能性調査支援事業 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。 なお、移行するための計画書(子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表 なお、移行するとめの計画書(子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表 に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設 以外の施設については、5年を上限とする期間の計画書)を作成し、計画の期間内に保育 所等に移行するものとする。 (2)認可化移行助言指導支援事業 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、「認可化移行可能性調査支援事業」の実施等により、移行のための計画書を策定すること。 (3)指導監督基準遵守助言指導支援事業 指導監督基準違守的言指導支援事業 指導監督基準を満たさない認可外保育施設であること。 また、本事業の実施により指導監督基準を満たした後、(1)や(2)の事業による支援により、保育所等への移行を目指すこと。		の動画	別添 <u>5</u> 認可化移行移転費等支援事業実施要綱 1∼6 略	
条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等(移転費、仮設設置費)に必要な費用の一部を補助するもの。	(2へ移行)	4 実施要件 (1) B (2) B (3) B	(4) 認可化移行移転費等支援事業 ① 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、3の(1)の認可化移行可能性 調査支援事業の実施等により、移行のために移転等が必要であると市町村が認めた者で あること。 ② 移転先については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条に規定する保育 所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準第22条に規定する水規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32 条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32 条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32 第46年表別の設定したが可能な する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たしている又は満たすことが可能な 場所であること。 ③ 実施に当たっては、保育所等への移行に係る計画により、移行予定を確認すること。	5 費用	(削除)	